

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。

記

第1教育長職務代理者	山 本 久 美
第2教育長職務代理者	中 谷 素 之

以上